

令和7年度 地方独立行政法人長野県立病院機構 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 趣旨

この方針は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成24年法律第50号）第9条に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、障がい者就労施設等からの調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- （1）物品等の調達にあたって、地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第23条の規定により随意契約にすることができる場合は、障がい者就労施設等から優先的・積極的な調達に努めるものとする。
- （2）競争入札により調達を行う場合は、障がい者就労施設等がその特性により、不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努めるものとする。
- （3）物品等の調達にあたっては、取引の実例価格等を考慮した適正な価格設定、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定に努めるものとする。

3 適用機関

信州医療センター、こころの医療センター駒ヶ根、阿南病院、木曽病院、こども病院、阿南介護老人保健施設、木曽介護老人保健施設、信州木曽看護専門学校、本部研修センター、本部事務局

4 調達目標

令和7年度において、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

【令和6年度実績 55947千円】

5 調達の対象となる施設（別表1参照）

- （1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等
 - ① 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ② 就労移行支援事業所
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障がい者多数雇用事業所

※以下の要件を全て満たすこと

- ア 障がい者の雇用者数が5人以上
- イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
- ウ 雇用障がい者の割合に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

6 対象品目の分類例

対象品目の分類例は、別表2のとおりとする。

7 その他

- (1) 本方針に基づく物品等の調達実績については、当該年度終了後取りまとめ公表するものとする。
- (2) この方針は毎年度見直しを行い、公表するものとする。

【別表 1】調達先の分類

a	就労継続支援事業所 (A型・B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障がい者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体。

【別表 2】物品・役務の品目分類例

	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務 (サ ー ビ ス)	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など